

技術士 第二次試験 模擬答案用紙

受験番号		技術部門
問題番号	防災街区整備事業	選択科目：
答案使用枚数	枚目 枚中	専門とする事項：

	(1)	防災街区整備事業の概要																						
				防災街区整備事業の目的は、密集市街地の改善を図る事業である。事業の手法は、土地、建物の共同化を通じて、施行者が建築する建築物に地権者を収容することとを原則としつつも、申し出により個別の宅地への権利変換を認める柔軟かつ強力な事業推進が可能である。また、手続きを法定化することにより、任意の合意形成に依存した手法から、合理的に事業を進めることが可能である。本事業を推進することにより、老朽化した建築物を除却することができ、防災性能を備えた建築物や公共施設の整備が可能となる。																						
				(2) 市街地開発事業、土地区画整理事業との関係																						
				防災街区整備事業は、高度利用を目的としていないため、保留床処分を前提とした事業ではない。このため、市街地再開発事業と比べ、採算性の確保が難しい地区でも活用することができ。一方、土地区画整理事業のようないかなる換地手法でもないことから、減歩等の発生もなく地権者の権利が保全される。このような特徴から、合意形成が比較的容易であり、迅速に防災機能を確認したまちが構築できる。さらに、防災街区整備事業は、交付金の対象となる施行面積が小さく、小規模な整備を機動的かつ連鎖的に展開する場合に適合している。このように、都市基盤の整備を進めていくためには、目的に応じた適正な整備手法を検討し、円滑に事業推進を図ることが重要である。																						
				以上																						

●裏面は使用しないで下さい。 ●裏面に記載された解答は無効とします。

24 字×25 字